

1 良好な景観の形成に関する方針

市域全域において、良好な景観の形成を推進するため、景観形成の基本理念、基本目標、基本方針及び建築行為等における景観形成の方針を定めます。

なお、次の景観形成の基本理念、基本目標、基本方針、市域全域に共通する景観形成の方針については、各景観計画重要区域にも適用するものとします。

(1) 景観形成の基本理念(岐阜市景観基本計画(平成19年岐阜市告示第340号))

め なご うるお
「美を愛で、美に和み、美に潤う岐阜のまち」
～自然と都市を調和させ、歴史と未来をつなぐ景観を創り出す～

岐阜市は、長良川・金華山に代表される豊かな自然や岐阜(現在の金華地区)・加納のふたつの城下町として発展してきた歴史・文化、現代の生活の表れである建築物や橋、道路等が重なりあい、「自然」・「歴史・文化」・「都市」が調和した多様で個性ある美しい景観特性を有しています。

このような美しい景観を、岐阜市民共通のかけがえのない資産として未来に引き継ぎ、心が和み、心を感じることでできる岐阜ならではの癒されるまちづくりを積極的に行っていきます。

また、他の都市にはない地域特性、「岐阜らしさ」を生かしたまちづくりを進めていくことは、都市のブランド化を促進し、まちの活性化や地区の価値を上げていくことにもつながります。

新しい未来に向けて、岐阜市は視覚的な美しさとともに、地域固有の自然・歴史、人々が共有する価値観や文化がまちの表情としてあらわれ、安らぎや潤い、愛着や人々の温もりにより精神的な満足感や快適性が得られるものを真の美しさとしてとらえた美しい都市づくりに向けて、上記の基本理念のもと、景観の形成に取り組んでいきます。

(2) 景観形成の基本目標(岐阜市景観基本計画)

岐阜市には、金華山・長良川をはじめとした美しい「自然」や道三公・信長公を語る岐阜城等の「歴史」、柳ヶ瀬や JR 岐阜駅前等の新しい「都市」としての顔があります。これらの岐阜らしい景観を保全・創出するうえで重視すべき「自然」「歴史」「都市」をキーワードとして基本目標を定めます。

また、これらの岐阜らしさを市民や来街者が心で感じることでできるまちの形成は、市民が岐阜への愛着や誇りを持ち、その地域でしか感じることでできない音やにおいなども含めた地域資源を十分に生かし、住民や事業者が主体的に景観づくりに取り組んでこそ実現できることから、「地域の個性」をキーワードとして目標を定めます。

基本目標 1 自然・環境が生きる景観

市民共通の財産である長良川や金華山等、心に潤いや安らぎをもたらす自然が生きる景観の形成を目指す



基本目標 2 歴史・伝統が再生する景観

岐阜と加納の 2 つの城下町を基盤として発展してきた岐阜市において、市街地に点在する歴史的な建築物やまちなみ、文化財等を生かしながら、歴史と文化の薫る景観の形成を目指す



基本目標 3 都市が進化・発展する景観

県都として、多様な都市機能の立地する中心市街地や住宅地等において、賑わいや風格、魅力、個性、安全性、快適性等を創出し、岐阜らしさを感じることでできる景観の形成を目指す



基本目標 4 地域の個性を生かした景観

安全・快適な空間形成に努めつつ、地域固有の景観資源との調和を図り、地域が主役のまちづくりを行うことで、真に市民が愛着と誇りを持てる景観の形成を目指す



(3) 景観形成の基本方針(岐阜市景観基本計画)

景観形成の基本理念、基本目標を実現するため、市域全域に共通する景観形成の基本方針を定めます。

基本方針 1 豊かな自然の景観を創る

- 長良川や伊自良川、金華山や百々ヶ峰等の自然豊かな美しい景観の保全・創出
- 潤いと安らぎある河川・山地空間の形成
- 農地や里山と集落がおりなす田園景観・里山集落景観の保全・活用
- 長良川や金華山、北部の山なみ等の眺望景観の保全・創出



基本方針 2 城下町の歴史的な景観を創る

- 岐阜と加納の2つの城下町の歴史的たたずまいや雰囲気のある景観の保全・創出
- 岐阜城等の歴史資源や鶯飼等の文化資源の保全・活用と新たな歴史的・文化的景観資源の発掘・活用
- 長良川や金華山、歴史的まちなみが一体となった美しい眺望景観の保全・創出



基本方針 3 近過去の輝かしい景観を創る

- まちの成り立ちや地域特性を生かした岐阜ならではの景観の形成
- 柳ヶ瀬再生に向けた昭和の懐かしい文化的景観とまちなかの賑わい景観の創出
- 岐阜の様々な顔を楽しめ、回遊できるネットワーク空間の創出



基本方針 4 未来へ発展する現代的な景観を創る

- 次の岐阜の発展を牽引する岐阜駅周辺地区の新しい顔づくり
- 県庁及び県美術館周辺地区等の風格ある景観の保全・創出
- 自然・歴史・文化を生かした賑わいある景観の創出
- 過去と未来をつなぐ個性ある美しいシンボルロードの保全・創出
- 拠点施設を生かした個性的・魅力的な景観の創出



基本方針 5 安全で快適な暮らしと周辺環境に調和した景観を創る

- 安全、安心、快適な暮らしの実現に向けた景観の形成
- 周辺環境・景観と調和したまちなみの形成
- 多様な世代が集まり、交流できるコミュニティがある景観の形成



(4) 建築行為等における景観形成の方針

景観形成の基本理念や基本目標、基本方針を踏まえ、建築行為等や開発行為を行うにあたっての市域全域に共通する景観形成の方針及び類型別景観形成方針を定めます。

1) 市域全域に共通する景観形成の方針

項 目	景観形成方針
基本事項	●建築物等が立地する場所の地形や気候、歴史・文化的環境と安全で快適な環境づくりを踏まえ、中遠景や周辺のまちなみと調和した形態意匠、色彩、規模、配置とする。 ●個別の建築物等については、まとまりのある形態意匠とし、同一敷地内の複数の建築物等についても景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとする。 ●公共公益施設や大規模な事業の実施にあたっては、周辺景観と調和し、岐阜の魅力向上に寄与するような形態意匠、色彩とする。 ●建築物等は、道路等公共の場所からの見え方に配慮した形態意匠、色彩、規模、配置とする。 ●主要な通りや主要な眺望点から望見できる場所に立地する建築物等は、形態意匠、色彩、規模、配置について眺望景観に特に配慮する。 ●人通りの多い道路の交差点では、多くの視線を集めることから、景観形成の重要性を意識した形態意匠の採用やオープンスペースの確保、緑化等を行う。 ●自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺では、良好な眺望景観を阻害しないような、形態意匠、色彩、規模、配置とする。 ●建築物等を適正に維持管理する。
建築物・工作物の形態意匠	●周辺景観やまちなみと調和した屋根形状や高さとし、スカイラインの統一を図る。 ●長大な外壁面は、適度に分節し、開口部の設置や壁面の段差等の変化、色彩の変化等により圧迫感を与えないようにする。 ●屋外階段やバルコニー等は、建築物本体と一体の形態意匠、色彩となるよう工夫したり、ルーバー等の目かくしにより修景する。 ●外部設備や屋上設備は、露出させないようにする。やむを得ず露出する場合は、配置を工夫したり、目かくし、緑化等により修景する。 ●送電又は送信のための鉄柱、鉄塔、アンテナ等は集約化する。 ●バス停やバス停上屋(シェルター)、自動販売機、サイン等は、地域特性を踏まえた秩序ある形態意匠、色彩とする。 ●擁壁の高さは極力抑え、勾配を持たせるなど、圧迫感を軽減させる。
建築物・工作物の色彩	●色を構成する3要素(色相、明度、彩度)が持つ特徴を踏まえ、周辺景観やまちなみと調和させ、色彩の効果を踏まえた配色を行う。 ●落ち着いた色彩を基調とし、けげげばしい色彩や蛍光色は避ける。地域特性により、やむを得ず使用する場合は、効果的な使い方をする。 ●コーポレートカラーやイメージカラー等は、彩度の高い色彩を大きな面積で用いることを避ける。 ●使用する色彩は、敷地内の個々の建築物等と調和させ、バランスのとれた配色とする。
配置・外構	●駐車場、駐輪場、ゴミ集積所等は通りから見えないようにする。やむを得ず通りから見える場所に設置する場合は、目かくし、緑化等により修景する。

項 目	景観形成方針
素材	●経年変化による汚れが目立たないような素材を利用する。 ●清掃等の維持管理のしやすい素材を利用する。 ●周辺景観と調和した質感のある素材を使用する。 ●金属やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周辺景観と調和するよう工夫する。
緑化	●樹種、樹高、樹姿、緑量、植栽位置、植栽手法等について配慮し、生育環境や地域特性に合わせた緑化を行う。 ●敷地内には、低・中・高木を適切に配置する。 ●高木で樹冠幅のあるものを道路等から見やすい位置に配置する。 ●推奨種を用いる。 ●社寺林や保存樹、既存樹木等を保全する。 ●季節を感じることができそうな植栽を行う。
照明	●地域の夜間景観を損なわないよう、照明の方向に配慮するとともに、過度な明るさやけげばしい色彩の照明を用いない。 ●華美なネオンやけげばしく点滅する照明は設置しない。
橋梁・水門等	●周辺景観に配慮した形態意匠、色彩とする。 ●排水管等の設備管は目立たない位置に設置する。 ●照明灯、欄干、ゲート、支柱、床仕上げ材等は、地域特性や連続性に配慮した形態意匠、色彩とする。
高架道路 高架鉄道等	●周辺景観に配慮した形態意匠・色彩とする。 ●排水管等の設備管は目立たない位置に設置する。 ●照明灯、支柱、ガードフェンス等は、地域特性や連続性に配慮した形態意匠、色彩とする。
仮設物等	●仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物等は、歩行者の安全に配慮するとともに、良好な景観を損なわないような、形態意匠、色彩、配置等とする。
宅地の造成等	●造成に際しては、影響範囲を最小限に抑え、既存樹木を適切に保全する。 ●切土及び盛土に伴い生じた法面には適切な植栽を行う。
木竹の伐採	●伐採は最小限にとどめる。 ●伐採を行った場合は、緑化、修景等を行う。
土石類の採取	●周辺の自然環境に調和した、緑化、修景等を行う。
水面の埋立て	●水面の埋立て等を行う面積は最小限とする。 ●周辺の自然環境と調和した素材を利用するとともに、緑化等により修景を行う。
土石類の堆積	●可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感のないように積み上げる。 ●敷地境界より極力後退させる。 ●道路等の公共の場所から容易に望見できないよう、植栽の実施、木堀の設置等を行う。

2) 類型別景観形成の方針

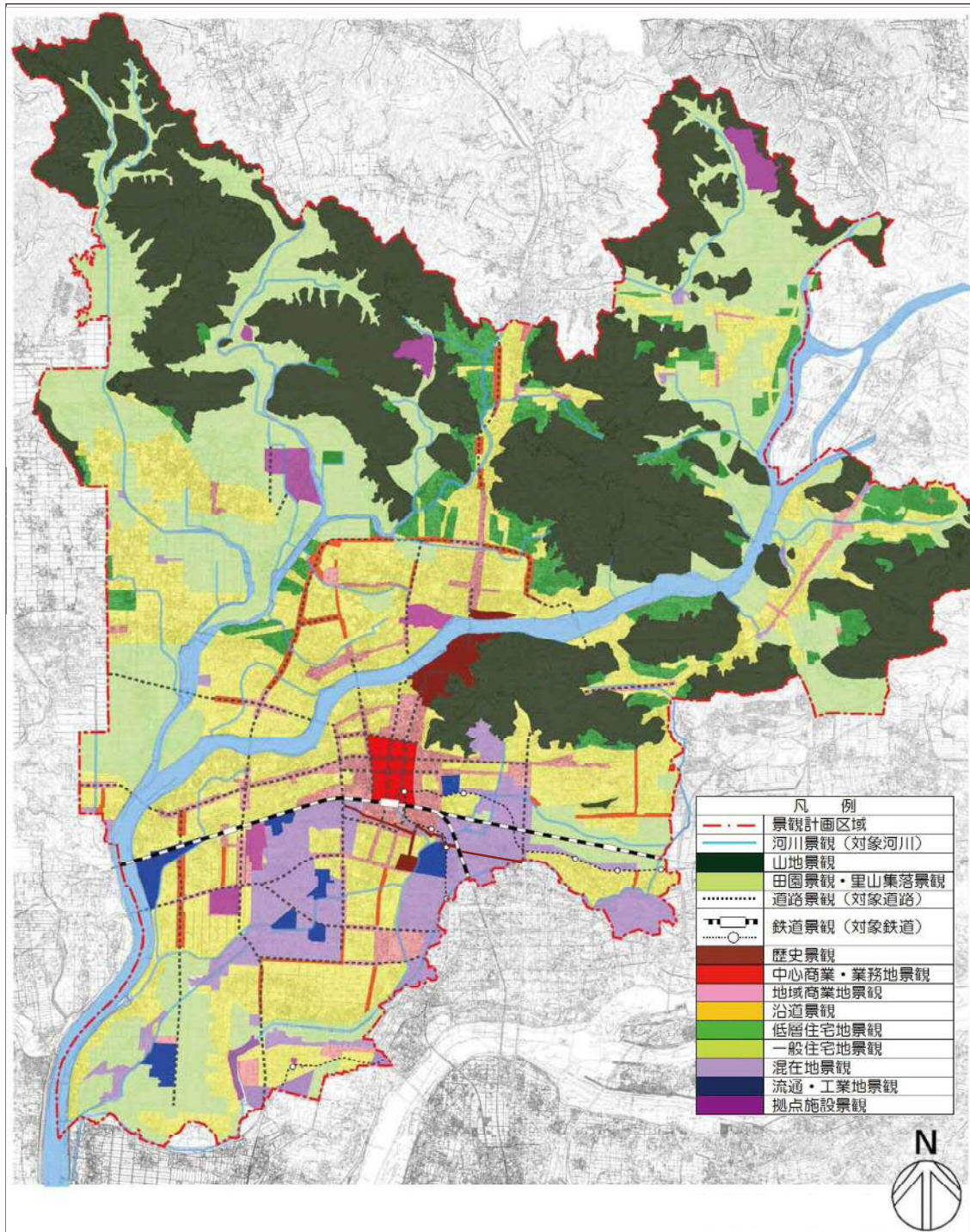
岐阜市には、山地や河川等の様々な景観資源が存在し、都市計画の用途地域規制等や道路、河川、鉄道等の基盤整備によって土地利用が進められた結果、地域ごとに特性ある景観が形成されてきました。

ここでは、岐阜市景観基本計画の景観特性の分類をベースに、岐阜市都市計画マスタープランを踏まえて、景観計画区域を類型別に区分し、各々の区域特性に応じた景観形成方針を定めます。

〔表 類型別景観計画区域一覧〕

類 型		対象範囲
河川景観		●一級河川・準用河川及びその河川端から 30mの区域内 ●長良川については概ね長良川及び堤防天端の中心より 200mの区域内
山地景観		●市街化調整区域内の山地 ●風致地区内の山地
田園景観・里山集落景観		●市街化調整区域のうち山地景観、河川景観の対象河川、道路・鉄道景観の対象道路、対象鉄道、拠点施設景観及び大規模開発団地を除く区域
道路景観・鉄道景観		●主要幹線道路（現況幅員 22m以上又は 4 車線以上の道路）の道路及びその境界から 30mの区域内 ●鉄軌道及びその境界から 30mの区域内
歴史景観		●金華区域 ●鶺鴒屋区域 ●加納城跡周辺及び中山道等沿道区域
商業・業務地景観	中心商業・業務地景観	●岐阜市中心市街地活性化基本計画(平成 19 年 5 月認定)の区域
	地域商業地景観	●商業地域・近隣商業地域(中心商業・業務地景観を除く) ●流通業務地区の一部及び工業地域の一部
	沿道景観	●準住居地域
住宅地景観	低層住宅地景観	●第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 ●市街化調整区域内で住宅地として都市計画法による許可を受けた宅地開発等の区域
	一般住宅地景観	●第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 ●第 1 種住居地域、第 2 種住居地域
混在地景観		●工業地域(流通・工業地景観を除く) ●準工業地域(流通・工業地景観を除く)
流通・工業地景観		●岐阜市都市計画マスタープランにおいて工業地区に位置づけられている地域 ●流通業務地区(地域商業地景観を除く)
拠点施設景観		●農業ふれあい拠点(アグリパーク・健康ふれあい農園、畜産センター周辺) ●学術・研究拠点(岐阜大学・岐阜大学医学部附属病院周辺) ●レクリエーション・野外学習拠点(岐阜ファミリーパーク周辺) ●観光・コンベンション拠点(岐阜メモリアルセンター・長良川国際会議場周辺) ●副都心拠点(県庁周辺、県美術館・県図書館周辺) ●健康づくりの拠点(境川緑道公園周辺) ●地域にぎわい拠点(柳津駅・柳津地域振興事務所周辺)
史跡周辺景観		●加納城跡、琴塚古墳、黒野城跡、岐阜城跡、鷺山城跡及びその周辺

〔図5 類型別景観計画区域図〕



【備考】

- 類型別景観計画区域が重複する場合は、各景観形成方針を併せて適用する。

河川景観

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	●過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ●対岸からの眺望等に配慮し、水辺に顔を向けた建築物の形態意匠、配置とする。 ●主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。
建築物・工作物の色彩	●使用する色数は、できる限り少なくする。 ●木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。
配置・外構	●セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ●広がりのある河川景観を創出するため、オープンスペースを確保する。 ●塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。
素材	●木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。 ●擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。
緑化	●塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ●周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ●擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ●駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。

山地景観

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	●後背の山なみを意識し、極力勾配屋根とする。 ●過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ●主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。
建築物・工作物の色彩	●使用する色数は、できる限り少なくする。 ●木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。
配置・外構	●セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ●塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。
素材	●木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。 ●擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。
緑化	●塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ●周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ●擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ●駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。

■ 田園景観・里山集落景観

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	● 後背の山なみを意識し、極力勾配屋根とする。 ● 過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ● 主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。
建築物・工作物の色彩	● 使用する色数は、できる限り少なくする。 ● 木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。
配置・外構	● セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ● 塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。
素材	● 木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。 ● 擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。
緑化	● 塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ● 周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ● 擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ● 駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。

■ 道路景観・鉄道景観

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠※	● 主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。 ● 鉄道や幹線道路の車窓からの見え方に配慮した高さ、配置とする。 ● アークードは魅力ある景観に資する形態意匠とする。
緑化※	● 周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。
照明※	● 夜間の景観の向上に資するものは、夜の景観の演出に配慮し、ライトアップや効果的な照明を行う。

※高架道路・高架鉄道等は除く

■ 歴史景観

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	● 歴史的まちなみの連続性に配慮し、極力勾配屋根とする。 ● 過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ● 開口部の格子や一階に庇を設けるなどにより、伝統的で格式ある形態意匠とする。 ● 隣り合う建築物と軒高、壁面線、スカイライン等を整え、連続性を保つ。 ● 主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。
建築物・工作物の色彩	● 使用する色数は、できる限り少なくする。 ● 地域の伝統的な色彩を尊重し、落ち着いた色彩を基調とする。
配置・外構	● 駐車場については、まちなみの連続性に配慮し、塀、柵等を設置する。 ● 自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。
素材	● 木材や漆喰、石、日本瓦等の伝統的な素材を積極的に利用する。

■ 中心商業・業務地景観

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	●隣り合う建築物と軒高、壁面線、階層、スカイライン等を整え、連続性を保つ。 ●歩行者の視線レベルにある低層部は、ショーウィンドウの設置や効果的な照明による演出を行う。 ●アーケードは魅力ある景観に資する形態意匠とする。
建築物・工作物の色彩	●賑わいや協調性を創出するため、周辺の店舗等と共通性のあるアクセントカラー等を積極的に用いる。
配置・外構	●界限性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。 ●自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。
素材	●壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。 ●周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。
照明	●夜間の景観の向上に資するものは、夜の景観の演出に配慮し、ライトアップや効果的な照明を行う。

■ 地域商業業務地景観

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	●主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。 ●アーケードは魅力ある景観に資する形態意匠とする。
緑化	●壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。 ●周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。
照明	●夜間の景観の向上に資するものは、夜の景観の演出に配慮し、ライトアップや効果的な照明を行う。

■ 沿道景観

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	●主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。 ●アーケードは魅力ある景観に資する形態意匠とする。
緑化	●周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。

■ 低層住宅地景観

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	●過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ●隣り合う建築物と軒高、壁面線、スカイライン等を整え、連続性を保つ。 ●主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。
建築物・工作物の色彩	●使用する色数は、できる限り少なくする。
配置・外構	●セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ●塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。 ●自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。
素材	●木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。 ●擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。
緑化	●塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ●壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。 ●周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ●擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ●駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。

■ 一般住宅地景観

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	●主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。
建築物・工作物の色彩	●使用する色数は、できる限り少なくする。
配置・外構	●塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。
緑化	●塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ●壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。 ●周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ●駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。

■ 混在地景観

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	●過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。
建築物・工作物の色彩	●使用する色数は、できる限り少なくする。
配置・外構	●自然景観や住宅地景観と隣接する場合は、周辺の景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。
緑化	●塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ●周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ●駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。

■ 流通・工業地景観

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	●過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。
建築物・工作物の色彩	●工業団地等においては、事業者が連携して建築物等の色彩をそろえたり、共通性のあるアクセントカラーを使用する。 ●使用する色数は、できる限り少なくする。
配置・外構	●セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ●自然景観や住宅地景観と隣接する場合は、周辺の景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。
緑化	●塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ●周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ●擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ●駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。

■ 拠点施設景観

○ 農業ふれあい拠点

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	● 城ヶ峰等の後背の山なみを意識し、極力勾配屋根とする。 ● 過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ● 伊自良川の対岸からの眺望等に配慮し、水辺に顔を向けた建築物の形態意匠、配置とする。
建築物・工作物の色彩	● 使用する色数は、できる限り少なくする。 ● 木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。
配置・外構	● 界限性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。 ● セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ● 田園や山等の自然景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。 ● 塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。 ● 自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。
素材	● 木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。 ● 擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。
緑化	● 塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ● 壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。 ● 周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ● 擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ● 駐車場は、路面を緑化ブロック等で極力緑化し、周辺に緑を配置する。

○ 学術・研究拠点

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	● 過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ● 伊自良川や新堀川の対岸からの眺望等に配慮し、水辺に顔を向けた建築物の形態意匠、配置とする。
建築物・工作物の色彩	● 使用する色数は、できる限り少なくする。
配置・外構	● 界限性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。 ● セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ● 田園や山等の自然景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。 ● 駐車場の出入口は、歩行者に配慮して、その数及び幅を最小限とし、複数道路に面する場合は、出入口を背面又は側面道路等に配置する。 ● 塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。 ● 自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。
緑化	● 塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ● 壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。 ● 周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ● 擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ● 駐車場は、路面を緑化ブロック等で極力緑化し、周辺に緑を配置する。

○レクリエーション・野外学習拠点

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	● 後背の山なみを意識し、極力勾配屋根とする。 ● 過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。
建築物・工作物の色彩	● 使用する色数は、できる限り少なくする。 ● 木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。
配置・外構	● 界限性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。 ● セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ● 田園や山等の自然景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。 ● 塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。 ● 自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。
素材	● 木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。 ● 擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。
緑化	● 塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ● 壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。 ● 周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ● 擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ● 駐車場は、路面を緑化ブロック等で極力緑化し、周辺に緑を配置する。

○観光・コンベンション拠点

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	● 過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ● 長良川の対岸からの眺望等に配慮し、水辺に顔を向けた建築物の形態意匠、配置とする。 ● 主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。
建築物・工作物の色彩	● 使用する色数は、できる限り少なくする。
配置・外構	● 界限性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。 ● セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ● 長良川等の自然景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。 ● 長良川の広がりのある河川景観を生かし、オープンスペースを確保する。 ● 駐車場の出入口は、歩行者に配慮して、その数及び幅を最小限とし、複数道路に面する場合は、出入口を背面又は側面道路等に配置する。 ● 塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。 ● 自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。
緑化	● 塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ● 壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。 ● 周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ● 擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ● 駐車場は、路面を緑化ブロック等で極力緑化し、周辺に緑を配置する。

○副都心拠点

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	●過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。
建築物・工作物の色彩	●使用する色数は、できる限り少なくする。
配置・外構	●境界性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。 ●セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ●田園等の自然景観や住宅地景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。 ●駐車場の出入口は、歩行者に配慮して、その数及び幅を最小限とし、複数道路に面する場合は、出入口を背面又は側面道路等に配置する。 ●塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。 ●自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。
緑化	●塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ●壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。 ●周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ●擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ●駐車場は、路面を緑化ブロック等で極力緑化し、周辺に緑を配置する。

○健康づくりの拠点

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	●過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ●境川の対岸からの眺望等に配慮し、水辺に顔を向けた建築物の形態意匠、配置とする。
建築物・工作物の色彩	●使用する色数は、できる限り少なくする。 ●木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。
配置・外構	●境界性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。 ●セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ●田園や境川等の自然景観や住宅地景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。 ●境川の広がりのある河川景観を生かし、オープンスペースを確保する。 ●塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。 ●自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。
素材	●木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。
緑化	●塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ●壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。 ●周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ●擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ●駐車場は、路面を緑化ブロック等で極力緑化し、周辺に緑を配置する。

○地域にぎわい拠点

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	●過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ●名鉄竹鼻線や県道岐阜羽島線の車窓からの見え方に配慮した高さ、配置とする。
建築物・工作物の色彩	●使用する色数は、できる限り少なくする。
配置・外構	●境界性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。 ●セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ●田園等の自然景観や住宅地景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。 ●塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。 ●自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。
緑化	●塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ●壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。 ●周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ●擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ●駐車場は、路面を緑化ブロック等で極力緑化し、周辺に緑を配置する。

■史跡周辺景観

項 目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	●史跡及び周辺の緑や、後背の山なみを意識し、極力勾配屋根とする。 ●過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。
建築物・工作物の色彩	●使用する色数は、できる限り少なくする。 ●木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。
配置・外構	●セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ●塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。
素材	●木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。 ●擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。
緑化	●塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ●周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ●擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ●駐車場は、史跡及び周辺の緑と調和するよう、緑化により修景を行う。

2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

大規模な建築物や工作物は周辺の景観に大きな影響を与える可能性があります。
良好な景観の形成のために、一定規模以上の建築行為等に対して、形態意匠、色彩、緑化等をはじめとする行為の制限に関する事項を定めます。

なお、色彩の数値表示は、マンセル表色系(日本産業規格 JIS Z8721 に規定する色の表現方法)によるものとします。

(1) 特定届出対象行為

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為

市は、特定届出対象行為に対して、景観法第 17 条第 1 項の規定に基づき、変更命令を行うことができます。

(2) 届出対象行為

- (1) 次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の新築
 - ア 階数(地階を除く。以下この項において同じ。)が 6 以上の建築物
 - イ 地上からの高さが 20 メートルを超える建築物
 - ウ 延べ面積(地階を除く。以下この項において同じ。)が 3,000 平方メートルを超える建築物
- (2) 次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の増築
 - ア 階数が 6 以上の建築物
 - イ 地上からの高さが 20 メートルを超える建築物
 - ウ 同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が 3,000 平方メートル以下である場合において、増築する部分の床面積の合計と当該既存の建築物の延べ面積との合計が 3,000 平方メートルを超える建築物
 - エ 同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が 3,000 平方メートルを超える場合において、増築する部分の床面積の合計が当該既存の建築物の延べ面積の合計の 10 分の 1 を超え、又は 500 平方メートルを超える建築物
- (3) 次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の改築又は移転
 - ア 階数が 6 以上の建築物
 - イ 地上からの高さが 20 メートルを超える建築物
 - ウ 延べ面積が 3,000 平方メートルを超える建築物
 - エ 同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が 3,000 平方メートルを超える場合において、改築又は移転する部分の床面積の合計が当該既存の建築物の延べ面積の合計の 10 分の 1 を超え、又は 500 平方メートルを超える建築物

(4) 次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「修繕等」という。)

- ア 階数が6以上の建築物
- イ 地上からの高さが20メートルを超える建築物
- ウ 延べ面積の合計が3,000平方メートルを超える建築物
- エ 同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が3,000平方メートルを超える場合において、修繕等をする建築物の延べ面積が当該既存の延べ面積の合計の10分の1を超え、又は500平方メートルを超える建築物

(5) 次に掲げる工作物のいずれかに該当する工作物の新設、改築、若しくは移転又は外観の過半を変更することとなる修繕等

- ア 地上からの高さが20メートルを超える工作物
- イ 築造面積が3,000平方メートルを超える工作物
- ウ 幅員が10メートルを超え、かつ、その延長が30メートルを超える橋梁、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類する工作物
- エ 地上からの高さが5メートルを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類する工作物

(6) 次に掲げる工作物のいずれかに該当する工作物の増築

- ア 地上からの高さが20メートルを超える工作物（増築後の工作物の高さが地上から20メートルを超える場合を含む。）
- イ 増築する部分の築造面積と当該既存の工作物の築造面積との合計が3,000平方メートルを超える工作物
- ウ 増築する部分の築造面積が当該既存の工作物の築造面積の10分の1を超え、又は500平方メートルを超える工作物

(7) 第1号から第6号までの規定にかかわらず、岐阜市風致地区条例(平成16年岐阜市条例第25号)に基づく許可、協議又は通知を要する行為のうち、同条例第4条第1号及び第6号に該当する行為

市は、届出対象行為に対して、景観法第16条第3項の規定に基づき、勧告を行うことができます。

(3) 届出対象行為の除外

- 法第16条第7項各号に規定する届出を要しない行為

【備考：岐阜市景観条例(平成7年岐阜市条例第54号)第15条第3項】

市域全域の風致地区について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号に規定する風致地区内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、岐阜市風致地区条例(平成16年岐阜市条例第25号)に基づく許可、協議又は通知を要する行為(同条例第4条第1項第1号又は第6号に掲げる行為を除く。)とする。

(4) 景観形成基準

次に掲げる基準を行為の制限に関する景観形成基準とします。

1) 指導助言基準

項 目		景観形成基準
基本事項	調和	●建築物等が立地する場所の地形や気候、歴史・文化的環境と安全で快適な環境づくりを踏まえ、中遠景や周辺のまちなみと調和した形態意匠、色彩、規模、配置とする。 ●個別の建築物等については、まとまりのある形態意匠とし、同一敷地内の複数の建築物等についても景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとする。 ●公共公益施設や大規模な事業の実施にあたっては、周辺景観と調和し、岐阜の魅力向上に寄与するような形態意匠、色彩とする。
	眺望等	●建築物等は、道路等公共の場所からの見え方に配慮した形態意匠、色彩、規模、配置とする。 ●主要な通りや主要な眺望点から望見できる場所に立地する建築物等は、形態意匠、色彩、規模、配置について眺望景観に特に配慮する。 ●人通りの多い道路の交差点では、多くの視線を集めることから、景観形成の重要性を意識した形態意匠の採用やオープンスペースの確保、緑化等を行う。 ●自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺では、良好な眺望景観を阻害しないような、形態意匠、色彩、規模、配置とする。
	維持管理	●建築物等を適正に維持管理する。
建築物・工作物の形態意匠	屋根形状	●周辺景観やまちなみと調和した屋根形状や高さとし、スカイラインの統一を図る。
	外壁	●長大な外壁面は、適度に分節し、開口部の設置や壁面の段差等の変化、色彩の変化等により圧迫感を与えないようにする。
	誘目性	●過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。
	高さ・配置	●主要な眺望点から、金華山や百ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。
	屋外階段	●屋外階段やバルコニー等は、建築物本体と一体の形態意匠、色彩となるよう工夫したり、ルーバー等の目かくしにより修景する。
	外部設備	●外部設備や屋上設備は、露出させないようにする。やむを得ず露出する場合は、配置を工夫したり、目かくし、緑化等により修景する。
	鉄柱・鉄塔	●送電又は送信のための鉄柱、鉄塔、アンテナ等は集約化する。
建築物・工作物の色彩	擁壁	●擁壁の高さは極力抑え、勾配を持たせるなど、圧迫感を軽減させる。
	基調色	●色を構成する3要素(色相、明度、彩度)が持つ特徴を踏まえ、周辺景観やまちなみと調和させ、色彩の効果を踏まえた配色を行う。 ●落ち着いた色彩を基調とし、けばけばしい色彩や蛍光色は避ける。地域特性により、やむを得ず使用する場合は、面積を抑え、効果的な使い方をする。 ●基調となる色彩は、色相がYR系は彩度6以下、R、Y系は彩度4以下、それ以外の色相は彩度2以下とする。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ●送電又は送信のための鉄塔、鉄柱、アンテナ等については、空が背景となる場合は無彩色の明度5.5から8程度とし、山地の近傍においては、落ち着いたYR系の色相を用いる。
	アクセントカラー等	●コーポレートカラーやイメージカラー等は、彩度の高い色彩を大きな面積で用いることを避ける。
建築物・工作物の色彩	配色	●使用する色彩は、敷地内の個々の建築物等と調和させ、バランスのとれた配色とする。

項 目		景観形成基準
配置外構	界隈性	●界隈性のある景観を創出するため、敷地内に歩行者のための通路を設けたり、路地を活用する。
	オープンスペース	●セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ●自然景観や住宅地景観と隣接する場合は、周辺の景観に配慮し、必要に応じて緩衝帯や目かくし等により修景する。
	車等の進入路	●駐車場の出入口は、歩行者に配慮して、その数及び幅を最小限とし、複数道路に面する場合は、出入口を背面又は側面道路等に配置する。
	附属建築物等	●駐車場、駐輪場、ゴミ集積所等は通りから見えないようにする。やむを得ず通りから見える場所に設置する場合は、目かくし、緑化等により修景する。
	塀・柵等	●塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。
素材	耐久性	●経年変化による汚れが目立たないような素材を利用する。
	維持管理	●清掃等の維持管理のしやすい素材を利用する。
	質感	●周辺景観と調和した質感のある素材を使用する。
	光沢性	●金属やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周辺景観と調和するよう工夫する。
緑化	全体構成	●樹種、樹高、樹姿、緑量、植栽位置、植栽手法等について配慮し、生育環境や地域特性に合わせた緑化を行う。
	配置	●敷地内には、低・中・高木を適切に配置する。
	緑量	●建築する建築物の敷地内には、原則として敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1以上となるよう緑地面積を確保する。 ●高木で樹冠幅のあるものを道路等から見やすい位置に配置する。 ●壁面緑化や窓辺の緑化、プランターの設置等を積極的に行う。
	連続性	●周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。
	樹種	●推奨種を用いる。 ●社寺林や保存樹、既存樹木等を保全する。
	季節感	●季節を感じることができるような植栽を行う。
照明	光量・色彩・方向	●地域の夜間景観を損なわないよう、照明の方向に配慮するとともに、過度な明るさやけばけばしい色彩の照明を用いない。
	点滅	●華美なネオンやけばけばしく点滅する照明は設置しない。
	デザイン・演出	●夜の景観の向上に資するものは、夜の景観の演出に配慮し、ライトアップや効果的な照明を行う。
橋梁・水門等	全体構成	●周辺景観に配慮した形態意匠、色彩とする。
	設備管等	●排水管等の設備管は、目立たない位置に設置する。
	照明灯等	●照明灯、欄干、ゲート、支柱、床仕上げ材等は、地域特性や連続性に配慮した形態意匠、色彩とする。
高架道路 高架鉄道等	全体構成	●周辺景観に配慮した形態意匠、色彩とする。
	設備管等	●排水管等の設備管は目立たない位置に設置する。
	照明灯等	●照明灯、支柱、ガードフェンス等は、地域特性や連続性に配慮した形態意匠、色彩とする。

2) 勧告基準

項 目	景観形成基準
基本事項	●建築物前面(道路側)のデザインが統一されている区域において、異質な形態意匠、色彩、素材を用いる等、外壁のデザインの統一感を妨げ、不調和となるとき。 ●自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺において、異質な形態意匠、色彩、素材、規模、配置とする等、良好な景観を阻害するとき。 上記において、岐阜市総合計画や岐阜市都市計画マスタープランに即した行為についてはこの限りでない。
緑 化	●建築物の新築、増築、改築若しくは移転をするとき、敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1未満となるとき。 ただし、岐阜市景観審議会の意見を聴いて、市長が認める場合は、この限りでない。

3) 変更命令基準

項 目	景観形成基準
建築物・工作物の色彩	●基調となる色彩が、色相がY R系は彩度6、R、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2より高いとき。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。

4) その他

本計画施行の際、現に存する建築物等又は現に建築等若しくは建設等の工事中の建築物等が景観形成基準に適合しない場合は、市長が別に定めるものとする。

(5) 特例措置

市長が岐阜市景観審議会の意見を聴いて、公益上やむを得ないと認めた建築物等については、行為の制限の対象外とします。